

町立保育園 臨時職員募集

- ▼内 容 保育士および保育補助
- ▼募集人員 若干名
- ▼勤務場所 町内の保育園
- ▼雇用期間 採用日から平成28年9月30日まで(期間延長の契約更新あり)
- ▼勤務日数 月20日程度(応相談)
- ▼休日等 土日・祝日
- ▼勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(早番遅番対応あり)
- ▼パート可
- ▼賃 金
- 保育士:日額8,600円

▼申込み・問合せ こども未来課
☎(72)69159

後期高齢者医療 被保険者証が更新されます

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は7月31日までです。

8月から使用する保険証は縦長大判の封筒(茶色)に入れて7月下旬に郵送します。

8月1日以降は、今回お送りする新しい保険証を医療機関等の窓口に提示してください。

なお、現在お使いの保険証は、8月1日以降すみやかに役場住民生活課または各支所まで返却していただきますようお願いします。

限度額適用・標準負担額 減額認定証について

世帯の全員が町民税非課税の場合、診療を受ける際に『限度額適用証』を提出してください。

(時給1,100円)
保育補助:日額8,000円
(時給1,000円)



農用地区域の変更についてのお知らせ

○申出書提出期限の変更

農業振興地域整備計画において農用地区域に指定されている農地を農地以外に転用する場合は、転用許可手続きを行う前に、農用地区域の変更手続き(農振除外等)を行いう必要があります。

申出の内容によっては変更ができない場合があります。
ますので、予め農林振興課にご相談ください。



▼申出締切日
変更前 1・5・9月末日
変更後 1・5・9月各20日

▼問合せ 農林振興課

木質バイオマス暖房機器設置の 補助金制度をご利用ください

用・標準負担額減額認定証』を医療機関に提示することにより、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、入院時の食事代が減額になります。該当する方は住民生活課窓口で申請してください。

なお、過去に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けたことがあり、世帯の全員が平成28年度の町民税が非課税の場合は、認定証を保険証に同封します。

▼問合せ 栃木県後期高齢者医療広域連合
☎028-627-6805
住民生活課 ☎(72)6909

▼補助金の交付条件
○町内に存する建物または町内に建築予定の建物に未使用のペレットストーブ等を設置する場合
○平成29年1月末日までにペレットストーブ等の設置が完了する方
○申請日において町税の滞納がない方

▼受付期間 8月2日(火)～11月30日(水)
※詳細については、町のホームページをご覧ください。
▼問合せ 農林振興課林務畜産係
☎(72)6913

購入経費および設置経費の2分の1以内。ただし、補助金の限度額は10万円(千円未満の端数は切り捨て)

町では、地球温暖化の抑制および森林整備の促進を図るために、ペレットストーブ、薪ストーブ等を設置する方に對して補助金を交付します。

▼対象件数 35件(先着順、抽選になる場合があります。)

▼対象件数 35件(先着順、抽選になる場合があります。)

○町内に存する建物または町内に建築予定の建物に未使用のペレットストーブ等を設置する場合

▼受付期間 8月2日(火)～11月30日(水)

※詳細については、町のホームページをご覧ください。
▼問合せ 農林振興課林務畜産係
☎(72)6913